

平成24年度第2回大阪狭山市議会定例会提出議案の概要（市長提出）

● 議案第39号

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」の制定に伴い、固定資産税・都市計画税に係る住宅用地・市街化区域農地の負担調整措置の期間延長、前年度課税標準額の据置き措置の廃止並びに個人市民税に係る東日本大震災で被災した住居用家屋・土地の譲渡所得及び住宅借入金特別控除の特例措置の適用について、所要の改正を行う必要が生じたため、平成24年3月31日付けで専決処分したものの。

● 議案第40号から議案第42号までの3議案

一般会計ほか2つの特別会計における平成23年度の収支を見通した財源調整のための最終補正を、平成24年3月30日付けで専決処分したものの。

● 議案第43号

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども手当にかわり、児童手当が支給されることとなったため、所要の予算措置を行うもので、平成24年4月1日付けで専決処分したものの。

● 議案第44号

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」の制定に伴い、個人市民税について、公的年金以外の所得を有しなかった者が寡婦控除の適用を受けようとする場合に市民税の申告を不要とする規定の整備及び地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）の導入に伴う下水道除害施設の固定資産税軽減に関する特例率を設定するため、所要の改正を行うもの。

● 議案第45号

現在、休園中の市立山本幼稚園の施設について、子どもたちの育ちを支援する機能を持った新たな施設として活用するのに伴い、同園を廃園とするため、改正を行うもの。

● 議案第46号

市立狭山中学校校舎耐震補強等工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

● 議案第47号

主に老人福祉センター耐震補強工事等実施設計業務委託料、市内公園遊具設置工事費、発掘調査業務委託料等で、歳入歳出それぞれ1,743万7千円を増額するもの。

● 議案第48号

東野財産区において地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ80万円を増額するもの。

● 議案第49号

前議案と同様、池尻財産区において地域公共事業を執行するため、歳入歳出それぞれ80万円を増額するもの。

○ 報告第1号

平成23年度一般会計予算において繰越明許を行った、ため池等維持管理事業、消防救急無線デジタル化整備事業、小学校整備事業、中学校整備事業に係る経費を平成24年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

○ 報告第2号

平成23年度池尻財産区特別会計予算において繰越明許を行った一般管理事業に係る経費を平成24年度に繰り越したもので、前報告と同様、繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

○ 報告第3号及び第4号

大阪狭山市文化振興事業団、大阪狭山市土地開発公社の平成24年度の事業計画及び予算について報告するもの。